

了鳥取県公報

平成16年5月25日(火) 第7588号

每週火·金曜日発行

_		A #_
目		次
		//

告	7	生活保護法による介護機関の指定 (414) (福祉保健課)	1
		生活保護法による介護機関の変更の届出 (415) (")	2
		生活保護法による居宅介護支援事業の廃止の届出 (416) (*)	2
		農地保有合理化事業規程の承認 (417) (経営支援課)	3
		国土調査法による事業計画の決定 (418) (耕地課)	3
		建築基準法に基づく公開による意見の聴取 (419) (建築課)	4
		総合的設計によって建築される建築物の認定 (420) (")	5
教委告表	₹	定例教育委員会の招集 (13) (教育総務課)	
調達公台	늨	随意契約の相手方の決定 (広報課)	
		随意契約の相手方の決定 (3件) (行政経営推進課)	
		公募型指名競争入札の実施 (管理課)	
		随意契約の相手方の決定(2件)(〃)	

_	
<u>#</u>	一
	\]\

鳥取県告示第414号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55 条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年5月25日

鳥取県知事 片 山 善

1 居宅介護事業者

名 称 在地 名称 所在地 類 医療法人社団野 鳥取市行徳三丁目 鳥取市行徳三丁目 訪問看護、居宅療	指定年月日
医梅沙人外回眼 自即击行徒二丁日 自即击行徒二丁日 訪問丟議 民宁梅	
	平成16年
の花診療所 431 野の化診療所 431 養管理指導	3月1日
社会福祉法人鳥 鳥取市立川町六丁 皆生みどり苑デイ 米子市皆生新田二 通所介護	平成16年
取県厚生事業団 目176 サービスセンター 丁目3 - 1 世州	4月1日

渡邊真理	米子市角盤町一丁	わたなべ歯科クリ	西伯郡会見町天万	居宅療養管理指導	平成16年	
	目15 - 14	ニック	328 - 1	古七原食目垤拍等	5月10日	
左阳	西伯郡名和町大字	いた英巳	西伯郡名和町大字	"	"	
有限会社稲岡	富長749 - 3	いな薬局	富長749 - 3	"	"	
		社会福祉法人みの				
社会福祉法人み	倉吉市西倉吉町2-	り福祉会デイサー	東伯郡三朝町大字	洛仁人拼	"	
のり福祉会	23	ビスセンター三朝	山田653 - 1	通所介護	"	
		みのり				
		社会福祉法人みの				
		り福祉会グループ		痴呆対応型共同生		
"	"	ホームみのりかじ	"	活介護	"	
		か				
社会福祉法人宏	西伯郡岸本町久古	ケアハウス大山の	西伯郡岸本町大原	特定施設入所者生		
平会			1013 - 11	活介護	"	

2 居宅介護支援事業者

	名 称		主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 の名称	居宅介護支援事業所 の所在地	指定年月日
	株式会社ハピネラ イフケア		坐フ ⇒カ 坐町200	ハピネ在宅介護支援	米子市角盤町一丁目	亚群46年2日1日
			米子市久米町200	センター角盤	175	平成16年3月1日

鳥取県告示第415号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称又は主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年5月25日

鳥取県知事 片 山 善博

1 居宅介護事業者

名	称	主たる事務所の所在	居宅介護事業所の名	居宅介護事業所の所	変更年月日
1	小小	地	称	在地	女 史平月日
社会福祉法.	人養和	米子市上後藤八丁目	グループホーム仁風	米子市上後藤八丁目	平成16年 3 月23日
会		9 - 23	荘一番館	9 - 23	平成10年3月23日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 の名称	居宅介護支援事業所 の所在地	変更年月日
白鳥ケアサービス 株式会社	米子市西町86 - 3	白鳥ケアサービス居 宅介護支援事業所	米子市西町86 - 3	平成16年3月15日

鳥取県告示第416号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告

示する。

平成16年5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
徳永進	鳥取市行徳三丁目431	野の花診療所	鳥取市行徳三丁目431	平成16年 2 月29日

鳥取県告示第417号

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第7条第1項の規定に基づき農地保有合理化事業規程を承認 したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成16年5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 承認を受けた者の名称及び所在地 財団法人江府町農業公社 日野郡江府町大字江尾475
- 2 承認年月日

平成16年5月14日

3 承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

研修等事業

4 承認に係る農地保有合理化事業の実施地域

江府町における農業振興地域 (農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号) 第6条第1項の規 定により指定された地域)

鳥取県告示第418号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平 成16年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成16年5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

		調査面積	
調査地域	調査期間	(平方キロ	
		メートル)	
双市桜台、杉崎、正蓮寺及び東今在家の各一部	平成17年3月31日まで	0.69	
吉市桜、服部、岡及び福積の各一部	II .	1.53	
美郡国府町大字神垣の一部	"	0.93	
美郡岩美町大字陸上の一部	II .	0.57	
岩美郡福部村大字栗谷、大字南田、大字蔵見及び大字左近			
各一部	"	3.37	
# # #	双市桜台、杉崎、正蓮寺及び東今在家の各一部 市市桜、服部、岡及び福積の各一部 等郡国府町大字神垣の一部 等郡岩美町大字陸上の一部 等郡福部村大字栗谷、大字南田、大字蔵見及び	双市桜台、杉崎、正蓮寺及び東今在家の各一部 平成17年3月31日まで 市村桜、服部、岡及び福積の各一部 " 連郡国府町大字神垣の一部 " 連郡岩美町大字陸上の一部 " 連郡福部村大字栗谷、大字南田、大字蔵見及び大字左近 "	

郡家町	八頭郡郡家町大字花原及び大字山路の各一部	<i>II</i>	2.75
船岡町	八頭郡船岡町大字福井、大字集福、大字郡家及び大字見槻中の各一部	"	0.38
 河原町	八頭郡河原町大字郷原の一部	"	0.63
八東町	八頭郡八東町大字志谷及び大字稗谷の各一部	"	3.21
若桜町	八頭郡若桜町大字浅井及び大字屋堂羅及び大字赤松の各一 部	"	0.68
用瀬町	八頭郡用瀬町大字別府の一部	"	0.57
智頭町	八頭郡智頭町大字大背の一部	"	1.11
気高町	気高郡気高町大字日光及び大字下坂本の各一部	"	2.56
東郷町	東伯郡東郷町大字龍島及び大字旭の全部並びに大字川上、 大字久見、大字畑、大字松崎及び大字藤津の各一部	"	1.53
三朝町	東伯郡三朝町大字久原、大字曹源寺、大字上西谷、大字福本、大字穴鴨、大字下西谷、大字鎌田、大字余戸及び大字 助谷の各一部	n.	7.24
関金町	東伯郡関金町大字泰久寺、大字今西及び大字堀の各一部	"	2.16
北条町	東伯郡北条町曲の一部	"	1.12
東伯町	東伯郡東伯町大字田越、大字三保、大字倉坂、大字八橋及び大字笠見の各一部	11	0.81
赤碕町	東伯郡赤碕町大字赤碕及び大字八幡の各一部	"	0.56
 西伯町	西伯郡西伯町大字猪小路の各一部	"	1.23
会見町	西伯郡会見町朝金の一部	"	0.57
岸本町	西伯郡岸本町久古及び小林の各一部	"	1.74
淀江町	西伯郡淀江町大字西原、大字福井、大字福頼、大字平岡、 大字本宮及び大字西尾原の各一部	11	1.50
大山町	西伯郡大山町平、宮内、坊領、佐摩及び今在家の各一部	<i>II</i>	0.77
中山町	西伯郡中山町殿河内、羽田井、束積、八重、樋口及び栄田 の各一部	11	1.62
日南町	日野郡日南町矢戸、阿昆縁及び花口の各一部	"	6.55
日野町	日野郡日野町久住の一部	"	1.23
 江府町	日野郡江府町大字助沢の一部	"	0.38
溝口町	日野郡溝口町父原の一部	"	1.35

鳥取県告示第419号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第48条第13項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第14項の規定により告示する。

平成16年 5 月25日

鳥取県知事 片 山 善博

1 意見の聴取の日時及び場所 平成16年6月3日(木)午後2時から 倉吉市国分寺74-1 倉吉市社地区公民館 第1会議室 2 事案の内容

建築基準法第48条第12項ただし書の規定により次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

(1) 申請者

大阪府大阪市城東区鴫野西二丁目6-8

日本圧着端子製造株式会社 代表取締役社長 吉村正雄

(2) 建築物の位置

倉吉市秋喜217 - 10、249 - 5

(3) 建築物の用途

研修センター及び研修員寮

(4) 工事種別

新築

(5) 建築物の構造

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建

(6) 建築物の面積

建築面積 2,279.43平方メートル

延べ面積 5,329.53平方メートル

鳥取県告示第420号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第86条第1項の規定に基づき、総合的設計によって建築される各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定したので、同条第8項の規定により次のとおり告示する。

平成16年5月25日

鳥取県知事 片 山 善博

1 申請者

鳥取市東町一丁目220

鳥取県知事 片山善博

- 2 一団の土地の区域
 - (1) 位置 八頭郡智頭町大字智頭2093 7、2094 5、2094 6、2094 23、2094 36、2094 37、2097 3
- (2) 面積 1,479.85平方メートル
- 3 建築物の数
 - (1) 認定に係る建築物の数 5棟
 - (2) 同一敷地内の他の建築物の数 なし
- 4 認定に係る主たる建築物の用途、構造及び規模
 - (1) 用途 長屋
 - (2) 構造 木造
 - (3) 規模 2階建

建築面積 373.77平方メートル (付属建築物を含む。)

延べ面積 521.46平方メートル (付属建築物を含む。)

5 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部建築課

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第13号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成16年5月25日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

- 1 日時 平成16年5月28日 (金) 午前10時~
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
- (1) 鳥取県教育課程審議会委員の任免について
- (2) その他

調達公告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年5月25日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 調達件名及び数量 新聞紙面への県政広報に関する記事の掲載 一式
 - (1) 施策情報
 - (2) 生活情報
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 1の(1) 平成16年4月9日

1の(2) 平成16年4月1日

4 契約の相手方の名称 株式会社新日本海新聞社

及び所在地

鳥取市富安二丁目137

- 5 契 約 金 額 次に掲げる価格の合計額
 - (1) 1の(1)は、27,608,437円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
 - (2) 1の(2)は、225,000円 (単価/半5段) 又は450,000円 (単価/全5段) にそれでれの単価ごとの年間の掲載段数を乗じ、かつ、1.05を乗じて得た額の合計額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

なお、お $\stackrel{\circ}{i}$ び・訂正記事及び職員募集記事を掲載する場合は、該当記事 1 センチメートル× 1 段当たり13,500円を加算する。

- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県総務部広報課

名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年5月25日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 調達件名及び数量 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成16年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

- 5 契 約 金 額 129,892,854円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県総務部行政経営推進課

名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年5月25日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 調達件名及び数量 庁内LANシステムの管理運営等業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成16年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

- 5 契 約 金 額 190,641,606円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県総務部行政経営推進課

名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年5月25日

鳥取県知事 片 山 善博

1 調達件名及び数量 電子情報処理組織を利用して行う事務処理 (データ管理事務及び総務省統計事務) の委託 一式

第7588号

2 契 約 方 式 随意契約

3 契 約 日 平成16年4月1日

4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

5 契 約 金 額 70,002,817円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号に該当

7 契約事務担当部局の 鳥取県総務部行政経営推進課

名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

公募型指名競争入札を行うので、次とおり公告する。

平成16年5月25日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 工事概要
 - (1) 工事名 主要地方道米子大山線緊急地方道路整備工事(雪寒)(1工区)
 - (2) 工事場所 西伯郡大山町大山
 - (3) 工事内容

本件工事は、西伯郡大山町大山地内において主要地方道米子大山線における防雪工事を行うものである。

(4) 工事の構造及び規模

ボーリング削孔工 (H = 100m 160mm) N = 28箇所

熱交換器設置工 N = 28箇所

- (5) エ 期 平成16年6月から同年10月31日まで
- (6) 予定価格 74,322,150円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) さく井工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する一般建設業の許可 又は特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 及び平成15年鳥取県告示第442号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、さく井工事に係るものを有すること。
- (4) 平成16年5月25日(火)から同年6月4日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成16年4月1日(木)から同年6月4日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
- (6) 本件工事係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと
- (7) 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している地中の熱源を利用した融雪装置の設置に係る防雪工事(以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員

として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

- (8) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
 - ア 同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有するものであること。ただし、共同企業体の構成員として施工管理した実績については、代表者の技術者等として施工管理したものに限る。
 - イ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係 (第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係 であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。) にある者であること。
 - ウ 主任技術者にあっては、技術士法 (昭和58年法律第25号) 第6条の規定により実施される水道部門に係る第二次試験において選択科目として上水道及び工業用水道を選択して合格した者又は職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第44条第1項の規定により実施される1級のさく井に係る技能検定に合格した者若しくは同項の規定により実施される2級のさく井に係る技能検定に合格した後にさく井に係る工事に1年以上携わった経験を有する者(以下「第二次試験合格者等」という。)であること。
 - エ 監理技術者にあっては、第二次試験合格者等であり、かつ、さく井工事業について建設業法第27条の18 第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- 3 請負契約に関する書類の閲覧場所

鳥取県西部総合事務所閲覧室 米子市糀町一丁目160

- 4 技術資料の作成及び提出
 - (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年5月25日 (火) から同年6月4日 (金) までの間にインターネットのホームページ (http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji/htm) から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年5月25日 (火) から同年6月4日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5 階) 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課 (東部総合事務所内) 八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課 (八頭総合事務所内)

倉吉市東巌城町 2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課 米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課 日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

5 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課(電話番号0859 31 9703)とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。 ただし、その者の入札価格によ当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、 又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、 当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者と する。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、次に掲げる基準を満たす者を専任で配置することを求める。
 - ア 技術士法第6条の規定により実施される水道部門に係る第二次試験において選択科目として上水道及び 工業用水道を選択して合格した者又は職業能力開発促進法第44条第1項の規定により実施される1級のさ く井に係る技術検定に合格した者であること。
 - イ 2の(8)のイの基準を満たす者であること。
- (9) 技術資料を提出する者が1者のみの場合は、当該入札は中止することとする。

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 5 月25日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 調達件名及び数量 電子計算装置 (土木積算システム) の賃貸借及び保守 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契約日平成16年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

- 5 契 約 金 額 84,355,320円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県県土整備部管理課

名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 工事進行管理システムの賃貸借及び保守 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成16年4月1日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター

及び所在地 鳥取市東町一丁目220

- 5 契 約 金 額 35,963,655円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号に該当
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県県土整備部管理課 名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

_	12	平成16年 5 月25日	火曜日	鳥	取	県	公	報	第7588号